

前橋市地域クラブ 箱田 ST クラブ活動規約

1. 【目的】

当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

2. 【名称】

当クラブは、「前橋地域クラブ 箱田 ST クラブ」と称する。

3. 【クラブ員】

(1) 当クラブは、ソフトテニス競技を希望する、市内中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。

(2) 当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名及び捺印による同意書並びに誓約書の提出をもって行う。

(3) 当クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名により退会届を提出する。

4. 【役員】

当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

- ・代表者（1名）・・・・・・・・クラブを代表する責任者
- ・指導者（監督・コーチ）・・技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う
- ・連絡責任者・・・・・・・・活動場所や大会などの連絡調整
- ・会計・・・・・・・・クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務
- ・監事・・・・・・・・クラブの活動（会計業務を含む）を監査する

役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

5. 【総会】

総会はクラブ員全員の参加を原則とする。毎年3月に総会を行う。総会では以下の内容について承認・決定する。

- ・代表者、指導者等の役員の選任
- ・活動報告及び会計報告
- ・活動報告及び予算案
- ・その他審議事項

6. 【活動場所】

当クラブの活動拠点は「箱田中学校 テニスコート」とする。

7. 【活動日時】

当クラブの活動は日曜日の9:00から12:00までの3時間とする。

注1) 警報発令時は原則行わない。

注2) 状況によって土曜日または両日（大会、練習試合が入った場合）の活動になる。

8. 【会費】

(1) 当クラブの会費は、ひとり100円/日とする。その都度活動日に徴収する。

(2) 大会遠征費や備品等の購入等、状況に応じて別途集金が発生する場合がある。

9. 【傷害保険】

当クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に加入する。

10. 【研修】

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低1回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救急救命等に対する知識・理解を高める。

11. 【その他】

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

【付 則】 本規約は、令和7年1月7日より施行する。